

所得の申告は正しくお早めに

	所得税・復興所得税の確定申告	市県民税の申告
とき・ところ	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く) ※2月24日(日)・3月3日(日)は開場 豊橋税務署 ※駐車場が大変混雑するので、公共交通機関を利用してください。	2月5日(火)・6日(水) 三谷公民館 2月7日(木) 大塚公民館 2月8日(金) 西浦公民館 2月12日(火)・13日(水) 形原公民館 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く) ※2月23日(土)午前は開場 市民体育センター
時間	午前9時～午後5時 ※申告書の作成には時間がかかるので、時間に余裕を持ってお越しください。 混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。	午前9時～午後3時30分 (提出のみの場合は午後4時まで) ※2月23日(土)は午前9時～11時30分
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カードおよび身元確認できるもの（運転免許証など） ・口座番号がわかるもの（本人名義の預金通帳など） ・給与・公的年金の源泉徴収票（原本のみ可。年金支払通知書は不可） ・控除を受けるための証明書など <ol style="list-style-type: none"> ①医療費控除…医療費控除の明細書または領収書 (領収書の方は合算を事前に行ってからお越しください) ②社会保険料・障害者控除…その領収書、証明書など ③生命保険料・地震保険料控除…控除証明書 ④扶養・配偶者（特別）控除…その所得がわかるもの ⑤寄附金控除…寄附した団体の領収書など 	
問合先	豊橋税務署電話相談センター ☎ 0532・52・6201 ※自動音声 0	市民体育センター ☎ 67・0400

税務課 ☎ 66・1116

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方が申告する場合は、ワンストップ特例の適用が受けられなくなるので、寄付金控除も申告する必要があります。

※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額のお知らせは1月24日に発送しました。

※源泉徴収票・各種証明書などがないと申告できません。お持ちでない方は、必ず再発行してきてください。

来年度市県民税から配偶者・配偶者特別控除が変わります

		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
		所得控除額			
配偶者控除	配偶者の合計所得金額				
	38万円以下	33万円	22万円	11万円	0円 (障害者控除は適用されます)
老人	38万円	26万円	13万円		
配偶者特別控除	38万円超～90万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
	90万円超～95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超～100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超～105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超～110万円以下	16万円	11万円	6万円	
	110万円超～115万円以下	11万円	8万円	4万円	
	115万円超～120万円以下	6万円	4万円	2万円	
	120万円超～123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円				

※所得税の控除額は、国税庁ホームページをご覧ください。